

## 唐津市議会議員の政治倫理に関する条例（案）の概要

これまで、唐津市議会は、「市民とともに歩む議会づくり」を目指し、市民との信頼関係の確立に努力してまいりました。

今回の「唐津市議会議員<sup>※1</sup>の政治倫理に関する条例（案）」<sup>※2</sup>では、新たに、議員が守るべき政治倫理基準を定め、議員が政治倫理基準に違反する疑いがあった場合には、市民や議員が市が設置する審査会に対し調査を請求できる規定などを設けています。

※1…この概要では「議員」と表記しています。

※2…この概要と条例案では「議員の政治倫理条例案」と表記しています。

### ○条例案の主な内容

#### 1 前文

- ・唐津市議会が目指す「市民とともに歩む議会づくり」は、市民と議会の揺るぎない相互の信頼関係の基盤の上に成り立つものです。
- ・議会は市民の代表機関として、監視機能、調査機能等を強化することが求められています。
- ・議員は、自ら研鑽を積み、明確な政治倫理基準に基づき公明正大な市政の推進に努めるとともに、説明責任を果たしていくことが必要です。
- ・市民と議会の信頼関係の確立に向け、全議員の総意によりこの条例を制定するものです。

#### 2 条例案の目的

- ・市議会に対する市民の信託に応えるため、議員の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めます。
- ・これらを遵守し、調査制度を運用することで、議員の政治倫理の確立を図り、市民に信頼される民主的で公正な市政の発展に寄与します。

#### 3 条例案の対象者

市議会議員（この概要では「議員」と表記しています。）

#### 4 対象者の責務

- ・ 議員は、市民全体の代表者として、市政に携わる責務を深く自覚し、地方自治の本旨<sup>※3</sup>に従って、その使命の達成に努めなければなりません。
- ・ 議員は、政治倫理に反する事実があると疑惑を持たれたときは、その疑惑を解明し、責任を明らかにするよう努めなければなりません。

※3…地方自治の本旨とは、住民自治と団体自治の2つの要素があるとされ、住民自治とは、地方自治が住民の意思に基づいて行われるという民主主義的要素であり、団体自治とは、地方自治が国から独立した団体に委ねられ、団体自らの意思と責任の下でなされるという自由主義的・地方分権的要素であるとされています。(引用：シリーズ憲法の論点 10「地方自治の論点」国立国会図書館調査及び立法考査局 2006年3月)

#### 5 対象者が守るべき政治倫理基準

- ・ 市民全体の代表者として品位と名誉を保持し、それを害する行為、不正の疑惑を持たれる行為をしない。
- ・ 常に市民全体の利益をその指針として行動するものとし、その地位を利用し、社会的通念を逸脱する金品は授受しない。
- ・ 市が行う許可若しくは認可又は請負その他の契約に関し、特定の企業、団体等のために有利な又は不利な取り計らいをしない。
- ・ 政治活動に関する寄附について、政治的又は道義的な批判を受けるおそれのあるものを受けないものとし、議員の後援団体に対しても同様に取り扱いをせよ措置する。
- ・ 市の職員の公正な職務執行を妨げ、その権限又は地位による影響力を不正に行使するよう働きかけない。
- ・ 市の職員の採用、昇格及び異動に関し、不当な関与をしない。
- ・ 議員は、その地位を利用して、市職員に対する物品等の販売その他市職員との各種契約の締結を行わない。
- ・ いかなる場合であっても、人権侵害のおそれのある行為をしない。

## 6 就業等の報告義務

議員は、自ら事業を営んでいる場合又は次のいずれかに該当する法人その他の団体（出資団体を除きます。以下「法人等」といいます。）の無限責任社員、取締役、執行役員若しくは監査役、若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人に就いている場合は、速やかに議長に報告しなければなりません。事業を休止したとき又は職を辞したときも同様です。

- ・収益事業を営む法人等
- ・市の許認可が必要な事業を営む法人等
- ・市から補助金等を受け、又は受けようとする法人等

## 7 調査請求権

議員が政治倫理基準に違反した疑義がある場合に、市民、議員は、次の要件で調査の請求を議長にすることができます。

- ・市民が調査請求を行う場合…唐津市の有権者総数の 100 分の 1 以上の連署
- ・議員が調査請求を行う場合…唐津市議会議員の定数の 12 分の 1 以上の連署

議長は、調査の請求があったときは、審査会に調査を求めるため、調査請求書及び添付資料の写しを市長に送付しなければなりません。

## 8 調査報告書の公表

議長は、市長から調査報告書の写しの送付を受けたときは、その要旨を公表するとともに、調査を請求した市民や議員の代表者へ調査報告書の内容を通知しなければなりません。

## 9 議員の協力義務

議員には、7 による請求に基づく審査会から資料の提出などの求めがあったときに、必要な資料を審査会に提出し意見を述べる協力義務が課せられます。

## 10 議長の措置

議長は、審査会の報告を尊重し、政治倫理基準に違反したと認められる議員に対し、市民の信頼を回復するため、必要な措置を講じます。